

総社市育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第9号

総社市育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

総社市育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則（平成17年総社市規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第3条 任命権者は、次に掲げる職員がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に当該子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)</u>を出迎えるために赴く職員その他これに準じる職員として任命権者が認めたもの</p>	<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第3条 任命権者は、次に掲げる職員がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に当該子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)</u>を出迎えるために赴く職員その他これに準じる職員として任命権者が認めたもの</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。